

第2 消防用設備等の工事区分・軽微な工事の範囲

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は第2-1表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第2-1表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第2-2表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。

なお、軽微な工事又は第2-1表、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届を要するものである。

ア 政令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補則する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

(2) 消防用設備等の着手届（条則第15条第2項）について

条例第59条第2項の規定に基づく消防用設備等の着手届は第2-1表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第2-1表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第2-2表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着手届を要しないことができるものとする。

なお、軽微な工事又は第2-1表、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着手届を要するものである。

ア 政令第36条の2第1項に掲げられていない消防用設備等に係る工事については、着手届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士、工事業業者又は施工者等（以下「甲種消防設備士等」という。）が行うこと。

イ 甲種消防設備士等は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補則する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

(3) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は第2-1表、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、消火器具を設置した場合又は第2-1表、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第2-2表

に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書、当該工事完了後における当該消防用設備等の設置状況等を記録した画像・写真の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。

なお、当該軽微な工事又は第2-1表、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は現地確認を要するものであること。

ウ 軽微な工事に係る事項については、立入検査等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

(4) 運用上の留意事項について

前(1)、(2)及び(3)により運用をするにあつては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届、着手届（以下「着工届等」という。）及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(ア) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。

また、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事（着手届に係る工事）については、施工者等により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものである。

(イ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第2-2表に掲げるとおりであるがこれらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士等に対して、事前に相談・協議するよう指導すること。

(ウ) 一の消防用設備等について、第2-2表に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあつても、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届等を省略できるものとして取り扱ってよいこと。

なお、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由、工事工程等を確認しておくこと。

(エ) 自動火災報知設備について、感知器6個の増設工事（軽微な工事に該当）と感知器5個の移設工事（軽微な工事に該当）を同時に行う場合、着工届を省略することができる。

なお、感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認められないこと。

(オ) 屋内消火栓箱2基の増設（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいこと。

(カ) 軽微な工事に係る着工届等が提出された場合、これを受理すること。

(キ) 軽微な工事にかかる消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあっては、現場確認を行うこととしてよいこと。

(ク) 軽微な工事に係る消防検査について、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあっては、消防用設備等が当該技術基準に適合

していると認められる場合にあっては、規則第31条の3第4項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができること。

(ケ) 工事が整備かの判断については次によること。

- a 消防用設備等の新設、増設、又は移設は、原則として「工事」に該当する。
- b 改修は、新たに設計を要するものについては「工事」に該当し、その他の改修は原則として「整備」に該当する。
- c 消防用設備等の本質的な機能又は構造に直接影響を及ぼさない程度の軽微な整備で次のようなものは「整備」に該当しない。
 - (a) 表示板、表示灯の交換
 - (b) 屋内・外消火栓のホース及びノズル又は各設備等のヒューズ類、ネジ等の交換、締付け等
 - (c) 消火栓箱、ホース格納箱等の補修
 - (d) その他これらに類するもの
- d その他（例）
 - (a) 定温式スポット型感知器（1種）を定温式（特種）に交換する場合は「工事」に該当する。
 - (b) 差動式分布型感知器（空気管式）を差動式スポット型又は定温スポット型感知器にする場合は、「工事」に該当する。
 - ※ 上記(a)及び(b)のとおり、自動火災報知設備の感知器の取替えについて、新たな設計が必要となる場合は原則、「工事」として取り扱う。ただし、感知器のベース及び配線に触れることなく、同種類（特種・1種等の感度種別の変更もなし）のヘッドのみを交換する場合については、個数に制限なく「整備」として取り扱って差し支えないものとする。
 - (c) 特例基準により設置する住戸用自動火災報知設備は、感知器、受信機、戸外表示器及び必要に応じて補助音響装置又は中継器で構成された1の住戸ごとに設置される自動火災報知設備をいい、従って戸外表示器の工事については、甲種第4類の消防設備士に限られる。
 - (d) 誘導灯の表示板の交換は「整備」に該当する。
 - 各設備のスイッチ類及び一部の基盤の交換は「整備」に該当し、基盤すべての場合は「工事」に該当する。
 - 各設備の補修及び機能調整、部品の交換並びに消火薬剤の詰替えについては「整備」に該当する。

ウ 防火対象物の用途、構造、消防用設備等又は特殊消防用設備等を変更しようとする場合の届出及び検査についても、本運用のとおり取り扱っても差し支えないものとする。

ただし、消防用設備等に係る軽微な工事以外の防火に関する規定について現場確認が必要な場合には省略しないこととする。

第2－1表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

1 新設 防火対象物(新築のものを含む)に、従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。	工事に該当
2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	
3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	
4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換することをいう。	
5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能、性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	
6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能、性能等を有する状態に修復することをいう。	整備に該当
7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	

第2-2表 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 ・ 2 基以下で既設と同種類のものに限る ・ 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 ・ 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備 共同住宅用スプリンクラー設備 特定施設水道連結型（乾式）スプリンクラー設備	① ヘッド ・ 5 個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 ・ 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 ・ 2 個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド ・ 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 ・ 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁電磁弁、制御盤を除く構成部品
水噴霧消火設備	① ヘッド ・ 既設と同種類のもの ・ 1 の選択弁において 5 個以内 ・ 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド ・ 1 の選択弁において 2 個以内 ② 手動起動装置 ・ 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	① ヘッド ・ 既設と同種類のもの ・ 1 の選択弁において 5 個以内 ・ 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド ・ 1 の選択弁において 5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 ・ 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） ・ 既設と同種類のもの ・ 5 個以下で薬剂量、放射	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） ・ 5 個以下で放射	すべての構成部品 ・ 放射区画に変更のないものに限る。

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
粉末消火設備	濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル ・既設と同種類のもの ・5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 ・既設と同種類のもの ・同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 ・既設と同種類のもの ・同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	区域の変更のない範囲 ② ノズル ・5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 ・同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 ・同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	
自動火災報知設備 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備 特定小規模施設用自動火災報知設備 複合型居住施設用自動火災報知設備	① 感知器 ・既設と同種類のもの ・10個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 ・既設と同種類のもの ・同一警戒区域内に限る。	① 感知器 ・10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② 発信機、ベル、表示灯 ・同一警戒区域内に限る。	① 感知器 ・10個以下 ② 受信機、中継器 ・7回線を超えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 ・既設と同種類のもの ・5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 検知器 ・5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。))(救助袋)(緩降機)	該当なし	① 本体 ・取付け金具 ・同一階に限る。 ・設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 ・設置時と同じ施工方法に限る。

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
動力消防ポンプ設備	該当なし	該当なし	① 本体 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。
漏電火災警報器	該当なし	① 変流器 ・同一警戒電路内のもの。	すべての構成部品で、型式に変更がないもの。
非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン)	① 音響装置、起動装置、表示灯 ・既設と同種類のもの ・同一階の範囲の場合。	① 音響装置、起動装置、表示灯 ・同一階の範囲の場合。	① 音響装置、起動装置、表示灯
非常警報設備 (放送設備)	① 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)、表示灯 ・既設と同種類のもの ・同一報知区域内に増設する場合。 ② スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合。 ・既設と同種類のもの ・10個以下の場合	① 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの ② スピーカー ・10個以下で放送区域(間仕切り)、鳴動方法の変更がない場合に限る。	① スピーカー ・10個以下 ② 放送設備本体、アンプ、遠隔操作器(リモコン) ③ 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯
避難器具(固定式以外の金属製避難はしご、すべり台、避難橋、避難用タラップ、すべり棒、避難ロープ)	該当なし	本体又は取付金具の移設で、同一階の場合、かつ設置時と同じ施工方法の場合	① 標識 ② 本体・取付け金具 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。(ただし、ハッチ式金属製避難はしごに限り同一施工方法でなくてもよい。)
誘導灯 誘導標識	5個以下 ・主たる避難経路に影響を及ぼさないものに限る	5個以下 ・主たる避難経路及び包含区域に影響を及ぼさないものに限る。	本体 ・設置時と同じ性能(級)、位置、施工方法に限る。(フラッシュ、音声警報機能付の誘導灯をそれらの機能が付いていない誘導灯に取り替える場合を含む。)

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
消防用水	該当なし。	該当なし。	吸水口、配管、標識 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。 (ネジ式からマチノ式に変更する場合も含む)
排煙設備 加圧防排煙設備	① 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ② 排煙口、給気口及び風道の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ③ 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合 ④ 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	① 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ② 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、操作性に影響がない場合 ③ 自動起動装置の場合で、同一防煙区画内の場合、かつ、既設と同種類の場合	排煙機、給気機 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。
連結散水設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 ・一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合 ・送水区域に変更のない範囲である場合 ・既設と同種類の場合 ・加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合	ヘッド ・5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。	送水口、配管、標識 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。 (ネジ式からマチノ式に変更する場合も含む)
連結送水管 共同住宅用連結送水管	該当なし	該当なし	送水口、放水口、配管、標識 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。 (ネジ式からマチノ式に変更する場合も含む)
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	該当なし	保護箱、表示灯 ・同一の警戒範囲内での移設。	保護箱、表示灯、配線 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。

第2 消防用設備等の工事区分・軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 ・設置時と同じ性能、位置、施工方法に限る。
パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備	該当なし	該当なし	① すべての構成部品 ・放射区画に変更のないものに限る。 ② 感知器 ・10個以下

※ 軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。